

選定審査方法について

1. 審査方法

書類審査、面接審査の双方において別々に採点し、総合計点により最上位のものを選定する。

なお、応募団体が4団体以上の場合は、第1次審査として書類審査を実施し、委員長を除く委員（以下、「採点委員」という。）が、応募団体ごとに審査表を用いて採点を行い、書類審査の合計点数の上位3団体を対象に、第2次審査として面接審査を行う。（これ以外の場合は、すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施する。）

2. 審査点数について

	書類審査 (第1次審査)	面接審査 (第2次審査)	総合計点
堺市立鴨谷体育館等	400点満点	400点満点	800点満点
堺市家原大池体育館等	400点満点	400点満点	800点満点
堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター	400点満点	400点満点	800点満点

(1) 各採点委員の持ち点数は、採点者ごとに、書類審査100点、面接審査100点とする。

それぞれの審査の合計点数は、『100点×出席採点委員数＝満点』とする。

ただし、書類審査と面接審査の出席委員数が異なる場合は、書類審査の合計得点と面接審査の合計得点を単純に合計すると、出席委員数により書類審査の合計得点と面接審査の合計得点の比重が変わるので、比重の調整を行う。（例：書類審査4名、面接審査3名出席の場合、面接審査の合計得点に4/3を乗じる。）小数点以下の数値が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 審査の結果、評価の総合計点が満点の60%以上に達した団体がない場合は、適格者なしとする

(3) 最上位の者が同点で複数ある場合は、委員ごとに書類審査と面接審査の合計点が、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その順位点合計が最上位の団体を候補者と決定する。

それでもなお、最上位の順位点合計が複数となった場合は、審査表中の指定の要件等「(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。」の各採点委員の点数を合計し、最上位の団体を候補者と決定する。それでもなお、同点の場合は、「(5) 施設の効用を最大限発揮させることができる。」、「(6) 管理経費の縮減が図られること。」の順に比較し、最上位の団体を候補者と決定する。

